

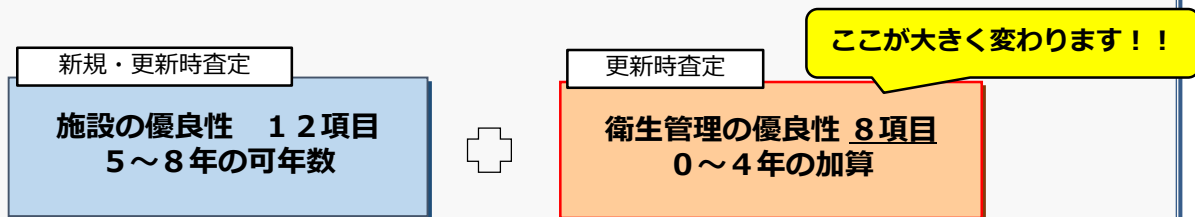
食品営業許可年数の査定方法を見直します



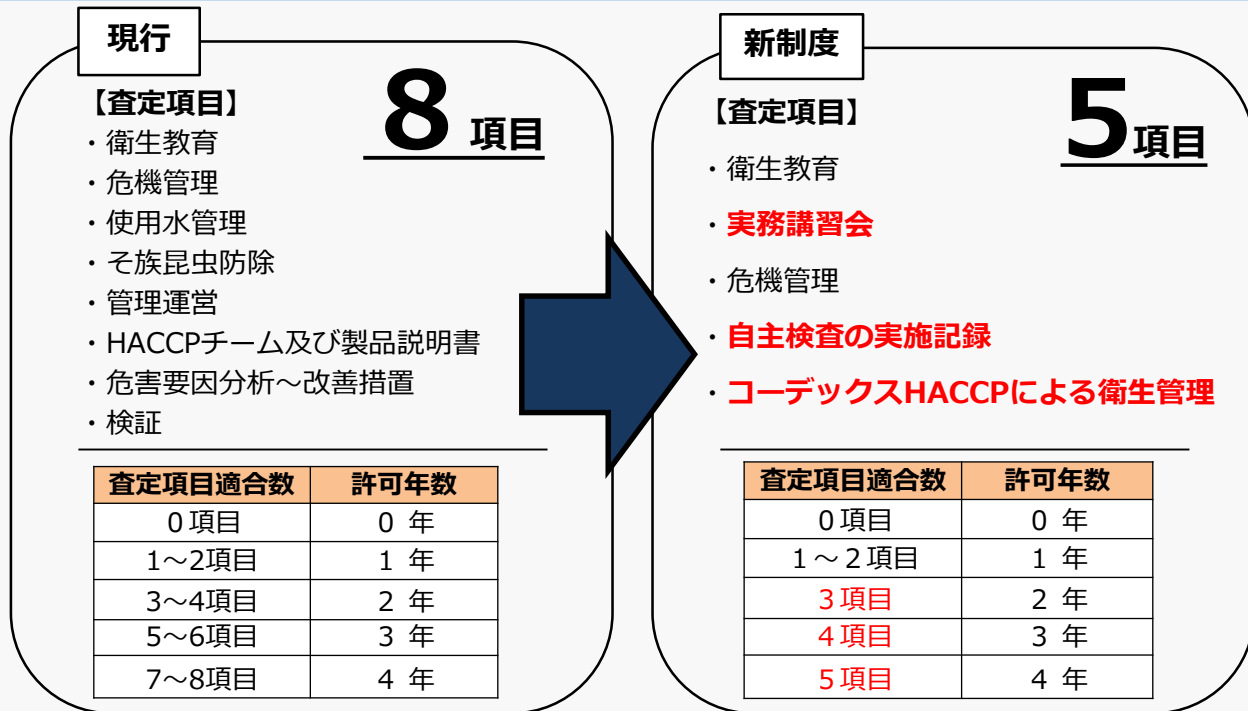
- 福岡県では食品衛生法に基づく営業許可を与える際の査定について、「施設の優良性」と「衛生管理の優良性」を評価して許可年数に反映してきました。
- 令和3年6月より、食品を取り扱うすべての事業者を対象とした「HACCPに沿った衛生管理」が本格的に運用されること等を踏まえ、査定項目及び査定内容の一部を改正することとしました。

令和3年6月の更新対象事業者は、新しい査定項目が適用されます

1 現行の制度概要 「食品営業許可の有効期間に係る取扱要綱」



2 「衛生管理の優良性」の査定項目の変更について



3 「施設の優良性」の査定内容の変更について

◇査定項目の「手洗い設備」

現行：手洗い設備(給水栓を含む。)は手を触れずに開閉可能

新制度：手洗い設備(給水栓を含む。)は**温湯が供給できる給水栓であること**

4 査定を行わない業種について

次の業種については、査定を行わず**一律の許可年数**とします。

- ・調理機能を有する自動販売機による営業 → **6年**
- ・飲食店営業(自動車営業)、食肉処理業(自動車営業)、特殊形態営業(仮設営業、ろ店営業) → **5年**
- ・特殊形態営業(臨時営業) → **申請のあった期間**

査定の項目は変わったけど、
許可年数の上限はこれまで
どおり10年なんだね！



【査定項目及び査定内容概要】（赤字は変更点）

査定項目		査定内容概要
1	施設の 優良性 (新規・ 更新時 査定)	建物
2		天井
3		内壁・腰張
4		床
5		空調設備
6		洗浄設備
7		保管設備
8		冷蔵・冷凍設備
9		製造・加工・調理設備
10		給水
11		手洗設備
12		便所
1	衛生管理の 優良性 (更新時 査定)	衛生教育
2		
3		実務講習会
4		危機管理
5		自主検査の実施記録
		コーデックスHACCP による衛生管理

営業許可の更新の査定を受ける際には、管轄の保健福祉（環境）事務所の案内にそって、事前に「食品営業許可の更新に関する自主的な衛生管理自主確認票」をご提出ください。また、衛生管理の優良性を査定するため、査定内容概要に示す書類等の準備が必要です。【食品営業許可に関するお問い合わせ先】

別紙「福岡県内の保健福祉（環境）事務所食品衛生担当連絡先一覧」

福岡県の各種食の
安全情報はこちら



福岡県保健医療介護部生活衛生課食品衛生係
TEL 092-643-3280
FAX 092-643-3282



福岡県 食の安全

検索